低所得世帯支援給付金（こども加算分）対象確認フローチャート

①　令和５年度南島原市低所得世帯支援給付金（追加給付金又は住民税均等割のみ）を受給又は受給予定の世帯である

いいえ → 対象外

はい ↓

②　基準日（令和5年12月1日）において、１８歳以下の児童（１８歳に達する日以降最初の3月31日までの児童と同一世帯の方と住民票上同居している。

いいえ → 対象外

はい ↓

③　施設（※）に入所している児童はいない

いいえ → 施設（※）の入所児童は給付金の対象外です。こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分)に係る施設入所児童の申立書」**をご提出ください。入所していない児童がいる場合は④にお進みください

はい ↓

④　給付金（こども加算分）の給付を希望する

いいえ → 給付金の支給を希望されない場合は、こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分）受給拒否の届出書」**をご提出ください。

はい ↓

⑤　確認書に記載されている児童以外に受給可能な児童はいない。又、記載事項や口座などに誤りがない。

いいえ →

- 支給金額、支給対象児童に相違がある
  →こども未来課にご相談ください。
- 口座の変更をしたい
  →こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金支給口座変更届出書」**をご提出ください。
- 基準日（令和5年12月1日）から令和6年4月1日までに生まれた新生児がいる方
  →こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分)に係る別居監護及び基準日以後に生まれた児童の申立書」**をご提出ください。
- 住民票上の住所が別である別居監護の児童がいる方
  →こども未来課にお問い合わせの上、「低所得世帯支援給付金（こども加算分）に係る別居監護及び基準日以後に生まれた児童の申立書」をご提出ください。

はい ↓

⑥　申し込み等の手続きの必要はありません。
確認書に記載されている口座に振り込まれます

期限までに書類が受理されれば給付金が振り込まれます。

施設入所等をしている児童の例

①次に入所している児童

- 小規模住居型児童療育事業所
- 障害児入所施設
- 指定発達支援医療機関
- 乳児院
- 児童養護施設
- 児童心理治療治療施設
- 児童自立支援施設
- 障害者支援施設
- のぞみの園
- 救護施設
- 更生施設
- 婦人保護施設